

金融庁 金融審議会 金融制度スタディ・グループ 御中

Fintechに関する規制上の論点

一般社団法人Fintech協会 代表理事 会長
丸山 弘毅

理事・監事のご紹介

代表理事	会長	 infcurion	丸山 弘毅	株式会社インフキュリオン・グループ 代表取締役
	副会長		木村 康宏	free株式会社 執行役員社会インフラ企画部長
			ナタリー 志織 フレミング	ペイオニア・ジャパン株式会社 代表取締役兼ディレクター (APAC)
理事		荻野 調	財産ネット株式会社 代表取締役	
		工藤 博樹	株式会社メリービズ 代表取締役	
		マーク・ステファン・マクダッド	マネーツリー株式会社 取締役	
		堀 天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士	
		北澤 直	Coinbase 日本代表	
		鷹取 真一	株式会社Kyash 代表取締役社長	
		星川 高志	クラウドキャスト株式会社 代表取締役	
		鬼頭 武嗣	株式会社クラウドリアルティ 代表取締役	
		神田 潤一	株式会社マネーフォワード 執行役員 渉外・事業開発責任者	
		横川 毅	AlpacaDB, Inc. CEO	
		宮口 礼子	Ethereum Foundation Executive Director	
監事		藤武 寛之	リンクパートナーズ法律事務所 弁護士	

活動内容（分科会）のご紹介

No	分科会名	概要
1	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> 業務横断的なトピック（金融規制全般、コンプライアンス、eKYC、データ、プラットフォーム）に関する勉強・検討 金融庁とのFintech時代のオンライン取引研究会に出席
2	API・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> APIおよびセキュリティに関する研究・検討 全銀協・FISC・経産省等でのAPI検討会に出席
3	キャッシュレス (決済・電子レシート)	<ul style="list-style-type: none"> 決済に関する課題検討、キャッシュレス推進協議会に出席（経産省での割販法小委員会、カードAPI検討会等に参加） 電子レシート推進および会計・納税の環境整備について検討（経産省の電子レシート実証実験に参加）
4	送金	<ul style="list-style-type: none"> 送金、資金移動に関する課題検討、環境整備の検討
5	融資	<ul style="list-style-type: none"> 新たな融資ビジネスモデルに向けた検討、環境整備の検討
6	投資資産運用	<ul style="list-style-type: none"> Fintechに即した課題検討及び他団体との連携
7	保険	<ul style="list-style-type: none"> InsTechに関する検討・勉強会、環境整備に関する検討
8	キャピタルマーケット	<ul style="list-style-type: none"> 日本の発行体が資本市場において抱える課題を新しいテクノロジーで解決検討。ICO・トークンセールに関する勉強・検討



Fintech事業者の要望事項

1 「利用者のために」サービスを行う事業者に対し 様々な金融機関への接続を可能とするための横断的な制度創設

問題の背景

- 2018年の改正銀行法施行により、預金口座への決済指図等を行える銀行APIに接続する電子決済等代行業者が新たに登録制となった。これにより、自身では利用者の資金を預からず、銀行に指図を取り次いで、電子的に決済や送金を可能とするFintechサービスの提供が可能となり、事業者の参入が進む見込みである
- これにより、旧来の金融機関側のために業務を実施する代理業者のように、金融機関の目線で利用者に金融商品/サービスを販売するのではなく、利用者の選択を補助し、利用者にとって、より内容/条件の良いサービス享受を可能にすることが可能である
- 利用者のためにそのデータを扱うFintech事業者としては、利用者に対して、決済のみならず、他の金融サービス（融資、預金等）を利用する・金融商品・保険を購入する場面でも業務を提供し、利用者にデータ利活用による成果を還元できるはずである
- しかし、例えば、銀行業務との関係でも現状では媒介・取次概念が依然としてあいまいで、銀行代理業に該当するという解釈が広く適用される場面が存在する。また、貸付には利用者のために貸付の媒介を行うためには、貸金業法の適用があり、銀行法とは全く別の行為規制を遵守する必要が生じている
- さらに、金融商品取引法、保険業法といった銀行以外の金融機関を規制する法令との関係でも、金融機関のためのサービスを特に意識した代理・媒介に関する規制が多くあり、利用者側でサービスを提供するFintech事業者が、横断的にサービスを展開することに制約がある

Fintech事業者の要望事項

1 「利用者のために」サービスを行う事業者に対し 様々な金融機関への接続を可能とするための横断的な制度創設

Fintech事業者の要望事項

1. 銀行業も含む全ての金融規制の及ぶ金融機関との関係では、今後利用者の委託を受けて、預金の預け入れをする、あるいは銀行ローン申込、金融商品、保険商品購入といった指図を取り次ぐ場合にも、電子決済等代行業とできる限り同様の枠組みに沿って同一ライセンスで可能とする法制としていただきたい。電子決済等代行業者からの業務範囲拡大による行為規制の付加は、利用者のために事業を行うことを勘案し、最小限のものにとどめて頂きたい
2. 金融機関が自ら必要な説明や他の行為規制を満たすことを前提に、Fintech事業者が取扱う情報を金融機関へ電子的に連携する場合（申込の補助行為等）や、利用者への金融商品の情報提供/広告配信を行う場合に、「媒介」に該当しない範囲の明示が望まれる。「媒介」に該当する場合を、具体的な行為ごとにガイドライン等で明確化することをお願いしたい

	金融機関の委託	利用者の委託	
預金	銀行代理業	?	● 電子金融代行業？
為替取引	銀行代理業	電子決済等代行業	●▶ 電子金融代行業？
貸付	銀行代理業	貸金業	● 電子金融代行業？
金融商品	金融商品仲介業	1種/投資代理・助言業	● 電子金融代行業？
保険	保険代理店	保険仲立人	● 電子金融代行業？

Fintech事業者の要望事項

2 ベースとなる登録の共通化と機能ごとの届出を可能とするための横断的な制度創設

問題の背景

- Fintechでは、利用者のニーズにあわせてサービスが設計されるため、複数の業態をまたぐ形でサービス提供している会社が多く見受けられる
(例: プリカ (前払) × 資金移動、プリカ (前払) × クレカ (信用購入あっせん)、資金移動 × 貸金)
- 規制が複数となる場合には、それぞれごとに登録等を取得する必要がある
- 事業者が複数登録を得て横断的なサービスを提供しようとした場合、それぞれの所管部署に対して一から登録申請を行い、登録審査を受け、さらにその後の監督/モニタリングを業法ごとに対応する現状は、負担が大きい。とりわけ大企業であれば負担を甘受しうる場合もあるものの、特にベンチャーにとっては極めて負担が大きい

Fintech事業者の要望

- 例えば、資金決済法及び貸金業法上の登録、電子決済等代行業者の登録などにおいて、態勢整備において共通する部分は共通の登録とし、機能追加の際に個別の届出で足りるような法制は考えられないか
- また、監督の場面においても、複数の部局との関係で業法ごとに説明するのではなく、主担当とされる部局による一括しての検査・モニタリングが望ましい
- 諸外国のアクティビティベースの規制体系を参考にしていきたい
- 加えて、例えば、犯収法、外為法、国外送金等調書法の平仄が取れていないなど、類似する行為義務が課されている者の、根拠法等の違いにより生じている事業者負担を軽減できないか

Fintech事業者の要望事項

3 資金移動業における上限規制の緩和

問題の背景

- 資金移動業者には上限規制があり、100万円超の送金の取扱いができない
- 海外送金者では、100万円超の送金ができれば資金移動業者を利用したい人も5割半ばであり、また、利用者は国内・国外送金共に増加傾向である（日本資金決済業協会「送金サービスに関する調査【2018年】」）。一方で、認定協会が対応した資金移動業者への苦情は年27件、紛争は年間1件と僅少である（日本資金決済業協会「平成28年度事業報告」）
- 特にクロスボーダーで資金移動業の登録を行う事業者からは、送金金額について上限が課せられている日本の規制は特異であるとの声があがっている

Fintech事業者の要望

- 上限規制の撤廃又は緩和を求める
- 各事業者から送金ニーズとして挙げられている内容と金額については次頁のとおり

Fintech事業者の要望事項

3 資金移動業における上限規制の緩和

日本の決済事業者におけるニーズ（実例）

- ヤフオク!における100万円を超える取引
 ⇒全体の取り扱いの約1%（決済額ベース）



- CtoCサービスにおいても相当程度のニーズあり

● 出品例

商品の情報



最短2分 今すぐ使える3,000ポイントゲット!

即決価格 : **1,799,075円** (税込1,943,001円)

残り時間 : **終了** (詳細な残り時間)

入札件数 : **1** (入札履歴)

大きな画像を見る (全5枚)
 商品説明を読む

この商品は**送料無料**で出品されています。

H25 中古 トヨタ ハイエースワゴン4WD RSワゴンキャンピング 🚐

商品の情報



最短2分 今すぐ使える3,000ポイントゲット!

現在の価格 : **2,891,000円** (税0円)

参考諸経費 : **0円** (税0円)

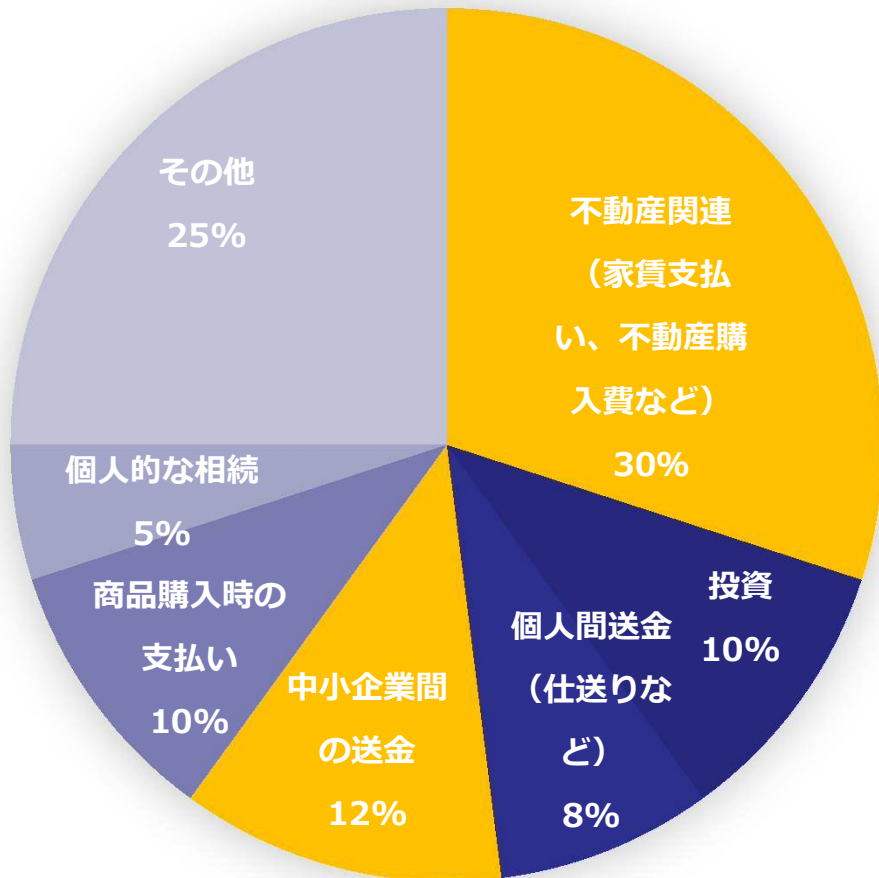
※諸経費については参考価格です。
 ※詳細は出品者にお問い合わせください。
 ※諸経費は落札金額とは別に必要になります。

大きな画像を見る (全9枚)
 商品説明を読む

Fintech事業者の要望事項

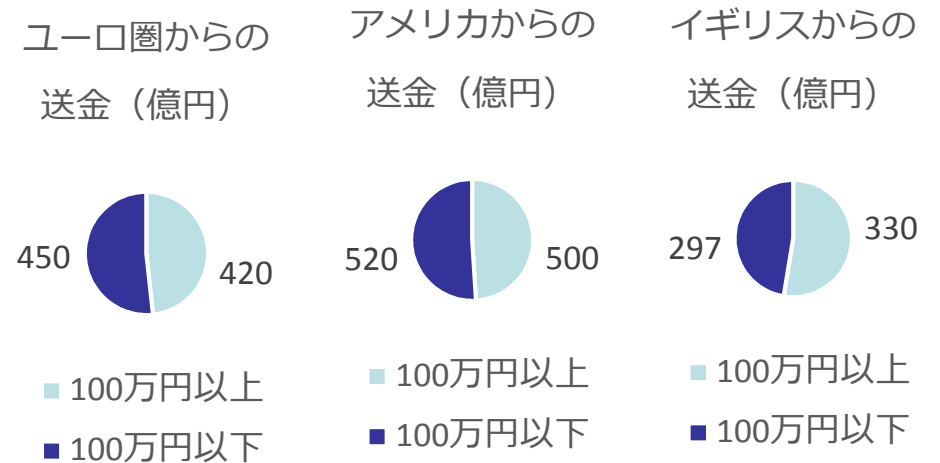
3 資金移動業における上限規制の緩和

100万円相当以上の送金目的（実例）
（海外における実例・海外大手送金事業者）



海外での送金実績（ひと月当たり）

※2018年1月～9月までのデータから平均値を算出



欧米では、送金金額の半分近くが100万円以上の送金

個人間の送金が多いものの、銀行から優遇レートを受けられないスタートアップ企業や、中小企業の送金ニーズも多い

Fintech事業者の要望事項

3 資金移動業における上限規制の緩和

CtoCやBtoCサービスにおけるニーズ

- 中古車販売
- 中古ブランド品
- 不動産の購入資金
- 不動産ローンの支払
- 不動産の家賃の支払
- 留学費用
- 学費や留学中の資金

(Fintech協会会員企業からの送金
ニーズに関する回答をまとめたもの)

BtoBサービスにおけるニーズ

- クラウドソーシングの報酬
- Amazon等のECサイトで販売事業者として販売し、ECサイトを通じて入金される代金
- Airbnbから入金される宿泊費
- クラウドファンディングの資金
- スタートアップ投資資金
- 請求書払い
- エスクロー代金
- 不動産ローンの支払
- 旅行会社と海外提携先の取引に基づく支払
- 日本の中小メーカーの海外製造費の支払

Fintech事業者の要望事項

4 キャッシュレス・決済手段の利用推進に関する制度整備

問題の背景

- キャッシュレス化の促進に当たっては、チャージ（入金）をしやすく、また決済にも利用しやすい、入金から決済・送金までを意識したサービス提供の推進も有効である
- プリカにチャージした電子マネーについて、例えば引越しやライフステージの変化によって利用できなくなった場合に、「払戻しが原則として禁止される」という表現から、チャージをためらう利用者があり、チャージした金銭が返ってこないという誤解が決済手段の普及の阻害となっているケースがある
- また、前払式支払手段の払戻しが禁止されているために、一律に資金移動業のマネーにはチャージができないと解されるなど、それぞれの規制の下で適切に発行・業務運営されているにもかかわらず、決済手段間の移転が容易にできないことが、キャッシュレスの普及の阻害となっている

Fintech事業者の要望事項

- 利用者保護を図るという観点、及び決済手段としての信頼性を確保するという観点から、前払式支払手段の払戻し禁止規制のあり方について検討が必要と考える
- キャッシュレスを促進するという観点から、改めて、支払手段間のバリュー移転についての考え方について検討が必要と考える

Appendix

参考1 短期・少額の事業性融資の金利規制の緩和

問題の背景

- **中小企業は手元資金が厚くないため以下のような急な需要拡大があっても対応しづらい**
 - TV・大手メディア等で取り上げられて発注が数十倍になったが、手元資金がなく仕入の発注を行うことができず、そうしている間にブームが収まり結局売上増の機会を失った
 - 具体的な工事の発注を受けようとする工事業者/大工が、手許資金がなく職人を雇えないまま失注してしまう
 - 地方圏から都市部に出店しようとしたところ、たまたま空いている人気ビルの一フロアが見つけたが、申込には資金払込が必要となった。しかし、既存の金融業者の融資審査が間に合わず、事業機会を喪失する
- 現状では、利息制限法の定める15~20%の上限金利以上での融資が禁止されているため、例えば、**500万円の仕入れ資金を上限金利15%/年で、2週間貸し付けたとすると、金利収入は約3万円にとどまる**
- **このため、融資を行う事業者としては、貸倒リスク、融資事務コストを考慮した場合に費用対効果が合わず、スモールビジネスにおける運転資金調達を求める事業者の声（毎月貸付額の2~4%を超える金利が生じる、数週間~数か月程度の短期融資）の要望に応えられない**

Fintech事業者の要望

- 中小企業が、資金を調達する場合に、短期・少額でスピーディに融資してくれるサービスを提供することにより、スモールビジネスが商機を拡大できることが求められている
- **Fintechの活用によって「データを使ったスピーディな与信審査」ができ、かつ「データを使ったリアルタイムなモニタリング」によりリスク管理が可能となっており、これと金利規制の緩和を組み合わせることで、スピードと費用対効果という課題を解決したスモールビジネスへの運転資金供与が可能になる**
- **事業者への貸付に限定して、かつ、短期・少額の事業性融資に限定して、金利規制を緩和（年率50%以上）をお願いしたい**

Appendix

参考2 ペイロールの規制緩和

- 現行の労働基準法施行規則では、従業員への賃金は、現金以外には預金口座又は証券口座にのみ支払可能とされている。しかし、銀行等での口座開設が困難な方でも金融サービスが受けられるようにできることは重要であり、ペイロール・カードやスマートフォンでの決済・送金を提供する資金移動業者が開設する口座への給与の支払を認めることが妥当と考えられる
- 現在厚生労働省・東京都が行っている、資金移動業者への口座への給与を払込みを可能とするペイロールの議論の後押しをお願いしたい

参考3 本人確認結果の相互利用緩和

- 大規模な金融機関グループ、大手IT企業グループだけでなく、非上場のFintech企業でも、例えば業規制ごとに子会社を設立することが多い。利用者があるグループの複数のサービスを利用しようとした際に、会社ごとに同じ方法で繰り返して本人確認を行い、マイナンバーを提出することを求めても、利用者の利便を損ねてしまう
- 一定の有効期限、範囲（例えば一定の企業グループ内に限定）を設けた上、他事業者（銀行やクレジットカード会社以外でも）による本人確認手続の結果を確認することで、本人確認やマイナンバーを重ねて提出することは不要としていただきたい

参考4 ブロックチェーンビジネスと金融規制との関係性の明確化

- 現在、トークンを発行するブロックチェーンビジネスは多くの場合、仮想通貨規制に該当すると解釈される一方、仮想通貨規制が適用される外延に不明確な部分が大いいため、このようなビジネス提供が困難となっている。しかし、今後のブロックチェーンを活用するビジネスにおいて、資金調達を目的としないが、「トークン」を発行する仕組みを利用することも考えられている
- 金融規制が適用されるもの、適用されないものを明確化していただき、金融規制に該当するトークンもその内容・リスクに応じたものとしていただきたい